

さいたま市告示第203号

公の施設の指定管理者を、さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条第1項の規定により、次のとおり指定する。

令和8年 2月 2日

さいたま市長 清水勇人

1 指定管理者に管理を行わせる施設

所在地	名称
さいたま市西区大字西遊馬533番地1	さいたま市馬宮コミュニティセンター
さいたま市西区三橋6丁目642番地4	さいたま市西部文化センター
さいたま市北区吉野町2丁目195番地1	さいたま市宮原コミュニティセンター
さいたま市北区日進町1丁目312番地2	さいたま市日進公園コミュニティセンター

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 さいたま市南区根岸1丁目7番1号
- (2) 名称 公益財団法人さいたま市文化振興事業団
- (3) 代表者 理事長 小島 正明

3 指定する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで